

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	教育委員会事務局 長浜北部学校給食センター
委託業務番号	令和4年度 長北学給セ第8号
委託業務名称	厨房排水除害施設維持管理業務
委託業務場所	長浜市高月町高月684番地1 長浜北部学校給食センター
業務の概要	下水道法、長浜市下水道条例に基づき、長浜北部学校給食センターに設置している厨房排水除害施設の維持管理業務
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	2,079,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県栗東市小柿9丁目3番26号 [商号又は名称] 環境創研株式会社
契約相手方の選定理由	この業務は、放流基準に適合しない汚水を排除するために法令等に基づき設置している除害施設を適正に管理するものであり、機器の製造、整備の内容を熟知し、点検業務に精通している機器の施工元に委託することにより、施設内の環境をかえることなく、適正に維持管理を行うことができることから、環境創研株式会社 を契約相手方として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>